

森林公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

森林公園条例の一部を改正する条例

森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
別表第2（第6条関係） 1 第2条第1項の規定による許可を受けた場合 （1） 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>森林ふれあい学習館多目的ホール</td><td>[略]</td><td><u>1,900円</u></td></tr><tr><td>森林ふれあい学習館ミーティングルーム</td><td>[略]</td><td><u>1,000円</u></td></tr></tbody></table> （2） キャンプ場 <table border="1"><thead><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th><th>附属の設備の利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日までごとにテント1張につき</td><td><u>600円</u></td><td>テント 1日までごとに1張につき <u>600円</u></td></tr></tbody></table> [略]	区 分	単 位	利用料金の上限額	森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>1,900円</u>	森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,000円</u>	単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	1日までごとにテント1張につき	<u>600円</u>	テント 1日までごとに1張につき <u>600円</u>	別表第2（第6条関係） 1 第2条第1項の規定による許可を受けた場合 （1） 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>森林ふれあい学習館多目的ホール</td><td>[略]</td><td><u>1,960円</u></td></tr><tr><td>森林ふれあい学習館ミーティングルーム</td><td>[略]</td><td><u>1,030円</u></td></tr></tbody></table> （2） キャンプ場 <table border="1"><thead><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th><th>附属の設備の利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日までごとにテント1張につき</td><td><u>620円</u></td><td>テント 1日までごとに1張につき <u>620円</u></td></tr></tbody></table> [略]	区 分	単 位	利用料金の上限額	森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>1,960円</u>	森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,030円</u>	単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	1日までごとにテント1張につき	<u>620円</u>	テント 1日までごとに1張につき <u>620円</u>
区 分	単 位	利用料金の上限額																													
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>1,900円</u>																													
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,000円</u>																													
単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額																													
1日までごとにテント1張につき	<u>600円</u>	テント 1日までごとに1張につき <u>600円</u>																													
区 分	単 位	利用料金の上限額																													
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>1,960円</u>																													
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,030円</u>																													
単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額																													
1日までごとにテント1張につき	<u>620円</u>	テント 1日までごとに1張につき <u>620円</u>																													
2 第3条第1項の規定による許可を受けた場合 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>[略]</td><td><u>500円</u></td></tr><tr><td>業として行う写真の撮影</td><td>[略]</td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td>展示会その他これに類する催しの開催</td><td>[略]</td><td><u>4,500円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	利用料金の上限額	物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>500円</u>	業として行う写真の撮影	[略]	<u>200円</u>	展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,500円</u>	2 第3条第1項の規定による許可を受けた場合 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>[略]</td><td><u>520円</u></td></tr><tr><td>業として行う写真の撮影</td><td>[略]</td><td><u>210円</u></td></tr><tr><td>展示会その他これに類する催しの開催</td><td>[略]</td><td><u>4,630円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	利用料金の上限額	物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>520円</u>	業として行う写真の撮影	[略]	<u>210円</u>	展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,630円</u>						
区 分	単 位	利用料金の上限額																													
物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>500円</u>																													
業として行う写真の撮影	[略]	<u>200円</u>																													
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,500円</u>																													
区 分	単 位	利用料金の上限額																													
物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>520円</u>																													
業として行う写真の撮影	[略]	<u>210円</u>																													
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,630円</u>																													

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。